

測量・建設コンサルタント等申請必要書類

◎ 測量・建設コンサルタント

提出書類		通常申請	名簿申請	業種追加	備考
1	資格審査申請書受付票	○	○	○	・関東財務局の独自様式 ・業種名・コードは申請希望業種名一覧表参照
2	資格審査申請書(別紙第2号様式(その1))	○	写	○	・代表者印は不要 ・16 申請を希望する部局名等※は記載不要
3	資格審査申請書(別紙第2号様式(その2))	○	写	○	・ 税抜き金額を記載 ・年1回決算の場合は右欄のみに記載 ・希望工種以外の実績高はその他に記載
4	資格審査申請書(別紙第2号様式(その3))	○	写	○	
5	名簿登録申請書(別紙第5号様式)	/	○	/	・通常の申請ではなく、他局で申請後本局の名簿にも登録を希望する際に使用 ・代表者印は不要
6	測量等実績調書(別紙第2号の2様式)	○	/	○	・業種区分別に記載
7	技術者経歴書(別紙第2号の3様式)	○	/	○	・業種区分別に記載 ・必要とする法令による免許等を有する者を記載
8	営業所一覧表(別紙第2号の4様式)	○	○	○	常時契約を締結する営業所
9	等級決定通知書の写し(当局発行のもの以外)	/	写	/	名簿登録申請の場合
10	等級決定通知書の写し(当局発行のもの)	/	/	写	業種の追加申請の場合
11	登記事項証明書	○	/	○	・法人の場合 ・発行より3ヶ月以内のもの
12	登録証明書等	○	/	○	・希望する業種にかかるもののみ
13	納税証明書(その3、その3の2、その3の3のいずれか)	○	/	○	・法人はその3の3が望ましい ・個人はその3の2が望ましい ・その3 の場合は「法人税」又は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納がない証明があるもの
14	財務諸表(直前1年度分)	○	/	○	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び注記表等

◎ 補足事項

①申請者が測量法第55条の8による書類を国土交通省に提出し、その写しを提出した場合、②建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程の登録業者である場合、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出した場合は、上記、6 測量等実績調書、7 技術者経歴書、8 営業所一覧表、10 登記事項証明書及び13 財務諸表類(直前1年度分)については、提出を省略することが可能です。